

# 違反対象物公表制度

重大な消防法令違反のある建物をホームページで確認できる制度です。

## 令和2年4月1日から運用開始

### 違反対象物公表制度とは？

ホテル、飲食店、映画館などの不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設などの一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が未設置)のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を内灘町のホームページ上に公開する制度です。

### 公表までの流れ



## 公表の対象となる建物は？



飲食店



宿泊施設



診療所

飲食店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物として、消防法令上「特定防火対象物」とされている建物のうち、次の公表対象となる違反が立入検査において認められた建物が公表対象です。

## 公表の対象となる違反は？

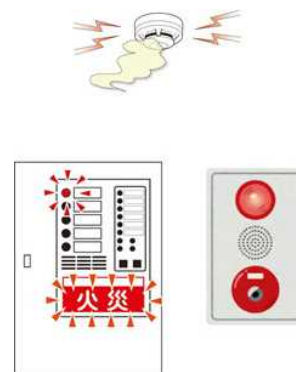
消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

## 公表の内容は？

以下の3項目について公表します。

- ①「建物の名称」
- ②「所在地」
- ③「公表該当違反の内容」

## 公表の方法は？

内灘町消防本部ホームページに掲載

## 関係者の方々へ

飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居、建物の増築、改築、建物等の接続、テナントの入替などにより用途に変更があるときは、新たに消防用設備等の設置義務が生じる場合がありますので、事前に消防本部へご相談下さい。

お問い合わせ先  
内灘町消防本部消防課 予防担当  
TEL : 076-286-0119